

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和2年9月1日(火)
開会 午後3時
閉会 午後3時30分
場所 みよし市役所 特別会議室

出席者（選挙管理委員会委員）

委員長	伊豆原 要	委員	原田 重助
職務代理者	三浦 和夫	委員	内田 銑造

（書記）

総務部長（書記長）	清水 創一	総務課主査（書記）	福上 慎吾
総務部副参事（書記）	服部 誠	総務課主事（書記）	三宅 望
総務課副主幹（書記）	鈴木 正康		

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

1 あいさつ

2 議題

- (1) 専決処分について（選挙人名簿登録者数の訂正について）
- (2) 専決処分について（在外選挙人名簿の登録について）
- (3) 選挙人名簿定時登録（令和2年9月）について
 - ア 定時登録資格要件
 - イ 選挙人名簿登録数（9月定時登録）
 - ウ 在外選挙人名簿登録者数
 - エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示
 - オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示

議題

名前	内容
鈴木書記	<p>それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>始めに伊豆原委員長より挨拶をお願いします。</p>
伊豆原委員長	<p>< 挨拶 ></p>
鈴木書記	<p>それでは、委員長の取回しにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いします。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題（1）専決処分について、書記より説明をお願いします。</p>
鈴木書記	<p>議題1点目の専決処分について、説明させていただきます。資料1ページを御覧ください。</p> <p>前回、6月の選挙管理委員会で御報告をさせていただきましたが、令和2年3月に行いました選挙人名簿の定時登録について、登録者数に誤りがあり、その訂正に係る専決処分を行いましたので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、その報告をするものであります。資料2ページが、訂正後の登録者数となっており、参考としまして、資料3ページに、訂正前と訂正後の登録者数の資料を付けさせていただきました。訂正後の登録者数は、男24,564人、女23,272人、計47,836人となり、訂正前と比較し、270人の増加となっています。選挙人名簿の登録は、公職選挙法に基づき、調製されるものであり、正しい選挙を行うための大切な制度であります。今後、このようなことが起きないように、複数の職員によるチェックの徹底など、再発防止に努めてまいります。</p> <p>以上で、説明とさせていただきます。</p>
伊豆原委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>それでは、御質問等になれば、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>議題（1）専決処分について、御異議ございませんか。</p>

<p>三宅書記</p>	<p><異議なし></p> <p>御異議ないようですので、議題（１）専決処分については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題（２）専決処分について、書記より説明をお願いします。</p> <p>議題（２）の専決処分について、事務局より説明いたします。４ページ目を御覧ください。</p> <p>御覧の表の２名の方についての、在外選挙人名簿の登録を当委員会にて行わせていただきました。表には、登録を行った在外選挙人の氏名、生年月日、性別、本籍、日本における最終住所地、専決処分日を記載しております。</p> <p>５ページを御覧ください。</p> <p>こちらは、申請のあった２名の方の被登録資格について確認をさせていただいた結果でございます。①は、在外選挙人名簿に既に登録されていない者であること。②は申請時において年齢満１８年以上であること。③は日本国民であること。④⑤⑥は欠格事項に該当しない方であること。⑦は転出先の領事館の管轄区域内に引き続き３箇月以上住所を有していること。これら７点について本籍地の市長に確認いたしました。その結果、２名の方が全ての被登録資格を満たしておりますので、公職選挙法第３０条の６第１項に基づき、在外選挙人名簿に登録をさせていただきましたので御報告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>伊豆原委員長</p>	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>それでは、御質問等になれば、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>議題（２）専決処分について、御異議ございませんか。</p> <p><異議なし></p> <p>御異議ないようですので、議題（２）専決処分については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題（３）選挙人名簿定時登録（令和２年９月）について、書記より説明をお願いします。</p>

三宅書記

続きまして、「選挙人名簿定時登録（令和2年9月）」について事務局より説明いたします。

6ページ目を御覧ください。

令和2年9月定時登録における資格要件等について説明します。

大きい1番及び2番について、定時登録の基準日及び登録日は、令和2年9月1日（火）、本日でございます。

大きい3番の登録要件ですが、(1)、(2)のいずれの要件も満たす者が登録されることとなります。登録要件の1つ目として、国政選挙の選挙権のある者とされています。すなわち、日本国民であり、本日現在において年齢満18年以上の者であることが要件となります。

2つ目は、住所要件として、令和2年6月1日以前の転入者で、引き続きみよし市の住民であることが登録要件となります。

イについてですが、3箇月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で、令和2年5月1日から令和2年8月31日までに転出した者、すなわち転出後4箇月以内の者については、表示登録者として登録がされます。

ウについてですが、帰化した者は、帰化の告示がされた日以後、引き続きみよし市の住民であれば登録がされます。

次に、大きい4番の抹消者ですが、(1)から(3)のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。

1つ目は、令和2年4月30日以前に転出したものです。転出して4か月を超えた場合は、本市の名簿から抹消されることとなります。

2つ目は、前回の基準日から今回の基準日、つまり本日までに死亡した場合です。

3つ目は、欠格事項に該当した場合です。

大きい5番ですが、名簿に転出者として表示される者は、大きい3(2)イで触れた、令和2年5月1日以降の転出者となります。

続いて7ページ目を御覧ください。

こちらは、9月定時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。令和2年9月1日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,598人、女233,314人であり、合計47,912人です。

8、9、10ページ目には、それぞれ、投票区ごとの選挙人の数の内訳表、世代ごとの選挙人の数の内訳表、前回定時登録時と今回の定時登録時の投票区ごとの選挙人の増減表を掲載しております。

続きまして、在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。

11ページ目を御覧ください。9月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男46人、女21人、計67人であり、前回の6月定時登録と比較して、男女1名ずつの減となっております。

	<p>12ページ目は、在外選挙人6人の在留している国の内訳でございます。</p> <p>続きまして、13ページ目を御覧ください。</p> <p>こちらは、地方自治法における条例の制定や改廃、監査請求を行うために必要な署名の数を告示するものです。必要な署名数は、選挙権を有する者の50分の1とされているため、その数は959となります。参考として下表に計算式を掲載しております。</p> <p>次のページを御覧ください。</p> <p>こちらは同じく地方自治法で規定されている議会の解散請求、議員の解職請求、市長の解職請求、副市長等主要公務員の解職請求及び教育委員会の委員の解職請求に必要な署名の数を告示するものです。必要な署名数は、選挙権を有する者の3分の1とされているため、その数は、15,971となります。こちらにつきましても、参考に計算式を載せております。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
伊豆原委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p>
内田委員	<p>この14ページの内容は、いわゆるリコールのことでしょうか。今の愛知県の件と同じなのでしょうか。3分の1の人が署名をしないと成り立たないということでしょうか。</p>
服部書記	<p>元々は一律3分の1ということだったのですが、大都市になるとやはり人数が多いということでなかなか実現できないという意見がありまして、過去2回にわたって法改正が行われています。それで軽減されまして、大体10年位前に今の状況になったのですが、人口が40万人までのところは3分の1で計算してください、40万人を超えて80万人までのところは6分の1で計算してくださいということで、愛知県は大体今610万強の有権者がいらっしゃいますので、80万人までのところは計算すると大体20万人になりますので、残りの530万人のところを今度は8分の1で計算すると86万人から87万くらいの数字になるということで、みよし市の場合ですと6万人くらいの人口で選挙人の方も5万人を切るくらいですので、単純に3分の1していただいて良いのですが、大都市はそういった特殊な計算をさせていただきます。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、御質問等他になれば、ただいまより採決に移りたいと思います。</p>

	<p>議題（３）選挙人名簿定時登録（令和２年９月）について、御異議ございませんか。</p> <p><異議なし></p> <p>御異議ないようですので、議題（３）選挙人名簿定時登録（令和２年９月）については、承認されたものとしたします。</p> <p>続きまして、その他で選挙管理委員会委員及び補充員の選挙に関する通知について、書記より説明をお願いします。</p> <p>その他の１件目につきまして御報告させていただきます。資料１５ページ、１６ページを御覧ください。</p> <p>令和２年１２月２５日をもって、選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了しますので、地方自治法第１８２条第８項の規定に基づき、この案のとおり、市長及び議長にその旨を通知する予定をしておりますので、御承知おきいただければと思います。</p> <p>今後の予定としましては、この通知によりまして、議会において、候補者を選ぶこととなりますが、人選については議会に一任することとなります。</p> <p>また、候補者は、議会において選挙することとなりますが、令和２年１２月定例会において選挙していただくことを予定しています。</p> <p>なお、参考としまして、前回の選挙は、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選により当選人を決定しております。</p> <p>以上、その他の１件目の報告とさせていただきます。</p>
鈴木書記	<p>その他の１件目につきまして御報告させていただきます。資料１５ページ、１６ページを御覧ください。</p> <p>令和２年１２月２５日をもって、選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了しますので、地方自治法第１８２条第８項の規定に基づき、この案のとおり、市長及び議長にその旨を通知する予定をしておりますので、御承知おきいただければと思います。</p> <p>今後の予定としましては、この通知によりまして、議会において、候補者を選ぶこととなりますが、人選については議会に一任することとなります。</p> <p>また、候補者は、議会において選挙することとなりますが、令和２年１２月定例会において選挙していただくことを予定しています。</p> <p>なお、参考としまして、前回の選挙は、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選により当選人を決定しております。</p> <p>以上、その他の１件目の報告とさせていただきます。</p>
伊豆原委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>それでは、御質問等他になければ、次に移りたいと思います。</p> <p>続きまして、愛知県知事解職請求について、書記より説明をお願いします。</p>
鈴木書記	<p>次にその他の２件目を報告させていただきます。</p> <p>既に報道などでも御存知かもしれませんが、高須克弥氏が代表を務める政治団体による愛知県知事の解職請求の報告となります。</p> <p>この解職請求により、２箇月で県内の有権者約８６万人５千人余りの有効署名が集まれば、知事の解職の是非を問う住民投票が行われるものとなります。</p> <p>資料としまして、１７ページから１９ページまでに、愛知県選挙管理委員会から届いた通知を付けさせていただきました。</p>

	<p>解職を求める直接請求に必要な署名数ですが、17ページの1点目にありますように、署名審査の終了時の、直近に、愛知県選挙管理委員会が告示をした数となります。なお、参考としまして、現時点では、その数は86万5,748人となります。</p> <p>次に署名収集の方法ですが、17ページの2点目にありますように、請求代表者又はその委任を受けた者が、選挙権を有する者に対して、署名簿に署名をし、印を求めるものとなります。</p> <p>なお、請求代表者については、愛知県公報に告示がされておりました、資料20ページ、21ページに、その公報の写しを付けさせていただきました。</p> <p>次に、署名収集期間ですが、資料を戻っていただきまして、18ページの4点目にありますように、原則として解職請求代表者証明書を交付した旨を告示した日の翌日から起算して2箇月以内となっております。</p> <p>みよし市では、令和2年8月26日から令和2年10月25日までが署名収集期間となっております。</p> <p>しかし、他の市町村で選挙が執行される場合、一定期間署名収集ができない期間がありますので、署名収集期間が最も長い市町村で、令和2年12月19日まで、となるケースもありまして、その後、令和2年12月29日までが署名の提出期限となりますので、全ての市町村において署名の提出があった段階で、その数が必要な数以上である場合について、市の選挙管理委員会で事務が発生することになります。</p> <p>市の選挙管理委員会で行う具体的な事務の内容ですが、資料19ページの7点目と8点目にありますように、署名が、市の区域内の選挙権を有する者かどうか審査をすることや審査の終了後、市の選挙管理委員会において縦覧を行うこととなります。</p> <p>以上で、報告の2件目の説明とさせていただきます。</p>
伊豆原委員長	ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。
内田委員	選挙管理委員会が署名審査のチェックを行うのでしょうか。
鈴木書記	署名の数が法定数を超えた場合については事務が発生します。
内田委員	それにしても超えた時は大変な数ですよ。機械的にできないですもんね。署名なので。
鈴木書記	機械的には難しいですね。

内田委員	<p>具体的な事務は私たちの任期満了した後になると思うのですが、それまでの間に何か選挙管理委員会として関係はあるのでしょうか。何人分とか確認するのでしょうか。</p>
服部書記	<p>そうですね。まず、こちらの署名収集期間で、先ほど岡崎市が最後にはなるということであるのですが、可能性として10月25日までの通常の団体の中で100万人分の署名が集まり、とにかく早くしたいと団体側がすぐに提出することは認められております。こういった場合は直ちに審査を開始しますので、絶対ということは制度的には言えないのですが、おそらくは全ての団体を待ってということですので実際の審査に着手できるのは早くても年が明けてから、かなということとは想定しております。</p>
三浦委員	<p>原因というか何をもって解職の請求を行いますといった文言はどこかにあるのでしょうか。</p>
服部書記	<p>まず、こちらの資料の通知文にありますとおり請求代表者証明書を交付しましたということなのですが、相手方からこういった手続きを取っていただくときに、請求の要旨というものを1,000文字以内で書いていただいて出していただくこととなりますので、実際に皆さんに署名をしてくださいとお願いするときには、請求要旨をきちんとお見せして御覧いただいてサインしてくださいといった法律の制度となっておりますので、そちらを御覧いただくことで確認していただけるということになります。逆にその要旨が挟み込まれていない署名簿というのは無効となります。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、御質問等他になれば、これをもちまして、本日の選挙管理委員会を終了いたします。 本日は、御苦勞様でした。</p>